

住民実態調査にご協力を

11月6日～15日

町では、十一月六日から十五日まで、当町に住んでいる全ての方を対象に、住民実態調査を行います。

正確な調査ができるよう、御協力をお願いします。

なお、調査内容はおおむね左記のとおりです。

- この調査は、住民基本台帳法に基づいて行われるもので、今だ住民登録のされていない方や、誤まって登録されている方の住民票を是正することを目的としています。
- 選挙人名簿の登録、あるいはその他住民に関するいろいろな行政事務を行うための基礎となるものですから、調査員が伺いましたら
- ①現住所 ②氏名 ③生年月日
- ④性別 ⑤世帯主との続柄
- ⑥国民健康保険加入の有無
- ⑦国民年金加入の有無

本調査に関するお問合せは住民課(☎(2)1116)まで。

日給 2,539円に 県内の最低賃金が改正

県内で働いている全労働者に適用される最低賃金が、今月から1日 2,539円(1時間 318円)に改正されます。

この改正に伴い県内の事業主は、パートタイマー、アルバイト、臨時工などすべての労働者に対し、これより低い賃金を支払うことはできません。

くわしいことは、千葉労働基準局賃金課(☎0472-54-5211)または最寄りの労働基準監督署へお問合せ下さい。

急ブレーキにご注意 国鉄バスを 利用される方

を防止するため、お客様に付きのことを守ってご利用いただくようお願いいたします。

- 乗車したら座席に深く腰かけてください。(手すりにつかまる)
- 空席がない場合は、手すりによくつかまってください。
- バスが動いているうちは、席を立ったり、歩かないでください。
- 乗り降りは、足もとに気をつけてください。
- 降るときは、あわてずに、よく停車してから席を立ってください。
- お年寄りや、身体の不自由な方には、席をお譲りください。

水産業改善に役立っています

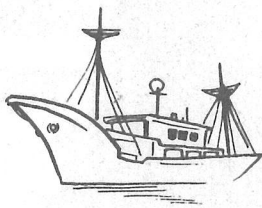
第六次漁業センサス調査

十一月一日から四日間、農林水産省が五年に一度全国一斉に行う第六次漁業センサスが実施されます。

この調査は、水産業の現状を把握し、今後の水産業改善に役立てようとするものです。

調査の対象は、十一月一日現在に漁業に従事している世帯、会社等です。調査員がうかがいましたら、正

しい調査結果が得られるようご協力をお願いします。



LPガス法の改正で ガス設備を 総点検

総点検

今年四月、液化石油ガス施行規則が改正され、七月からLPガス販売業者が皆さんのご家庭にうかがい、次のとおり液化石油ガス設備を点検し、新しい基準に改善します。点検にうかがいましたら、よろしくご協力をお願いします。

- ◇LPガス設備の点検ポイント
 - ①配管の点検、ガスもれや細すぎる配管は交換します。
 - ②調整器は異常のあるとき交換します。
 - ③風呂場の煙突と給気口がついているかどうか点検します。
 - ④ゴムキャップ、ホースバンド、三ツ又、コックは元栓をとりつけたり、適正なコックと取り替えます。
 - ⑤屋外のゴムホースは、新旧にかかわらず指定されたゴムホースに交換します。
- 以上が点検のポイントで、交換された部分の代金は、負担していただくこととなります。
- 詳細は、(株)千葉県LPガス協会(☎0472-461725)まで。